

草津市と西日本電信電話株式会社（NTT西日本）とオムロンヘルスケア株式会社との健幸都市づくりに関する協定

草津市（以下「甲」という。）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）（以下「乙」という。）、オムロンヘルスケア株式会社（以下「丙」という。）は、健幸都市づくり（健幸＝生きがいを持ち、健やかで幸せであること）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙の三者が包括的な連携のもと、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協力することにより、草津市の健幸都市づくりの推進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙および丙の三者は、次の事項について協力する。

- （1）情報通信技術（ICT）およびモノのインターネット化（IoT）のノウハウを取り入れた「草津らしい」、また先進的な事業モデルの構築に関する事項
- （2）その他、甲、乙および丙の三者が協議して必要と定める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な内容および協力の方法等については、協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙および丙の三者は、この協定の締結が、甲、乙および丙のうちの二者で連携し協力すること、甲が乙および丙以外の者と連携して協力すること、ならびに、乙および丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙または丙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙丙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙および丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙および丙は、前項の有効期間中にもかかわらず、解約しようとする場合は、解約しようとする日の1月前までに書面により通知し、甲、乙および丙が協

議の上、合意することにより、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第6条 甲、乙および丙は、第2条に定める協力事項を円滑に推進するため、連絡調整に係る担当部署の職員で構成する連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月26日

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

甲 草津市
草津市長

滋賀県大津市浜大津1丁目1番地26号

乙 西日本電信電話株式会社
滋賀支店長

京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地

丙 オムロンヘルスケア株式会社
データヘルスケア事業本部長